



島根県報

平成19年 3月30日 (金)

号外 第 50 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第44号)

1 規則の概要

(1) 平成19年度組織改正を次のように行うこととした。

ア 本庁

部	課	改正の概要
総務部	総務課	「法人設立準備室」を廃止
	税務課	「徴収・市町村税支援室」を廃止
健康福祉部	医療対策課	「県立病院管理室」を廃止
農林水産部	水産課	「海づくり推進室」と「漁協合併支援室」を統合し「水産しまね振興室」を設置
土木部	港湾空港課	「空港整備室」を廃止

イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
総務部	島根県立大学	公立大学法人島根県立大学の設立に伴い廃止
	島根女子短期大学	公立大学法人島根県立大学の設立に伴い廃止
	看護短期大学	公立大学法人島根県立大学の設立に伴い廃止
健康福祉部	隠岐福祉事務所	廃止
	中央病院	県立病院への地方公営企業法の全部適用に伴い設置する病院局へ移管
	湖陵病院	県立病院への地方公営企業法の全部適用に伴い設置する病院局へ移管
商工労働部	九州事務所	廃止

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第44号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第25条」に、「第28条 - 第30条」を「第26条 - 第28条」に、「第31条 - 第36条」を「第29条 - 第34条」に、「第37条 - 第48条」を「第35条 - 第45条」に、「第49条 - 第59条」を「第46条 - 第56条」に、「第60条 - 第67条」を「第57条 - 第63条」に、「第68条 - 第72条」を「第64条 - 第68条」に、「第73条・第74条」を「第69条・第70条」に、「第75条」を「第71条」に改める。

第12条第1項の表総務部の部総務課の項中「、大学改革スタッフ」を削り、同部財政課の項中「財政改革グループ」を「予算第四グループ」に改め、同部税務課の項を次のように改める。

税務課	企画税制グループ、徴収・市町村税グループ、課税グループ、税務電算グループ
-----	--------------------------------------

第12条第1項の表総務部の部消防防災課の項中「防災・情報グループ」を「防災グループ、防災情報グループ」に改め、同表環境生活部の部環境生活総務課の項中「、湖沼環境スタッフ」を削り、同部環境政策課の項中「環境スタッフ、アスベスト対策スタッフ」を「環境調整スタッフ、化学物質・アスベスト対策スタッフ」に改め、同表健康福祉部の部地域福祉課の項中「石見スタッフ」の次に「、隠岐スタッフ」を加え、同部医療対策課の項中「西部医療スタッフ」を「西部医療・がん対策スタッフ」に改め、同部健康推進課の項中「医療事務指導スタッフ」を「医療保険・医療事務指導スタッフ、生活習慣病対策スタッフ」に改め、同部高齢者福祉課の項を次のように改める。

高齢者福祉課	介護予防・運営支援グループ、在宅サービスグループ、施設サービスグループ、少子高齢社会スタッフ、援護恩給スタッフ、療養病床再編スタッフ
--------	--

第12条第1項の表健康福祉部の部障害者福祉課の項中「支援第一グループ、支援第二グループ、自立支援スタッフ、施設運営スタッフ」を「自立支援給付グループ、自立支援医療グループ、相談・就労支援グループ、自立支援連携スタッフ」に改め、同表農林水産部の部農地整備課の項中「本庄工区スタッフ」の次に「、機構担当スタッフ」を加え、同表農林水産部の部水産課の項を次のように改める。

水産課	団体・流通グループ、漁業管理グループ、漁場環境・内水面グループ
-----	---------------------------------

第12条第1項の表商工労働部の部観光振興課の項中「、広域観光推進支援スタッフ」を削り、同部産業振興課の項中「健康食品産業プロジェクトスタッフ、地域産業システム支援スタッフ」を「事業化支援スタッフ、産業クラスター育成スタッフ」に改め、同部労働政策課の項中「就業支援スタッフ」を「雇用対策推進スタッフ」に改め、同表土木部の部技術管理課の項中「工事検査監スタッフ」を「工事品質管理スタッフ」に改め、同部港湾空港課の項中「港湾整備グループ」の次に「、空港整備グループ」を加え、同部建築住宅課の項を次のように改める。

建築住宅課	住宅管理グループ、住宅建設グループ、住宅企画グループ、建築指導スタッフ
-------	-------------------------------------

第12条第5項の表総務課の項を削り、同表人事課の項中「保健グループ」の次に「、管理スタッフ」を加え、同表税務課の項を削り、同表医療対策課の項を次のように改める。

医療対策課	医師確保対策室	
-------	---------	--

第12条第 5 項の表水産課の項を次のように改める。

水産課	水産しまね振興室	
-----	----------	--

第12条第 5 項の表港湾空港課の項を削り、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とする。

第14条第 1 項の表総務部の部総務課の項第12号を次のように改める。

(12) 公立大学法人島根県立大学に関すること。

第14条第 1 項の表総務部の部総務課の項第13号及び第14号を削り、同部人事課の項中第29号を削り、第28号を第31号とし、第27号を第29号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(30) 職員の労働安全衛生に関すること(福利厚生室)。

第14条第 1 項の表総務部の部人事課の項中第26号を削り、第25号を第28号とし、第24号を第27号とし、同項第23号中「ライフプラン推進計画」を「ライフプラン」に改め、同号を同項第25号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(26) 島根イン青山に関すること(福利厚生室)。

第14条第 1 項の表総務部の部人事課の項中第22号を第24号とし、第 3 号から第21号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 庁中儀式に関すること。

(4) 職員の旅費に関すること。

第14条第 1 項の表総務部の部税務課の項第 2 号中「普通徴収に係る」を削り、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、同表地域振興部の部土地資源対策課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表健康福祉部の部医療対策課の項第 8 号を削り、同部高齢者福祉課の項中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 療養病床の再編成に関すること。

第14条第 1 項の表農林水産部の部農畜産振興課の項中第30号を第31号とし、第6号から第29号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 農業・農村振興頑張る市町村応援交付金に関すること。

第14条第 1 項の表農林水産部の部農地整備課の項中第10号を削り、第 9 号を第10号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 緑資源機構営事業に関すること。

第14条第 1 項の表農林水産部の部森林整備課の項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 木材生産団地化の推進に関すること。

第14条第 1 項の表農林水産部の部森林整備課の項中第19号を第20号とし、第12号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の 1 号を加える。

(12) 森林・林業振興頑張る市町村応援交付金に関すること。

第14条第 1 項の表農林水産部の部水産課の項を次のように改める。

水産課

(1) 水産物卸売市場に関すること。

(2) 漁業の免許及び許可に関すること。

(3) 漁船に関すること。

(4) 遊漁船業に関すること。

(5) 漁業無線に関すること。

(6) 漁業の調整及び取締りに関すること。

- (7) 漁場の利用調整に関する事。
- (8) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関する事。
- (9) 宍道湖自然館に関する事。
- (10) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。
- (11) 水産事務所及び水産技術センターに関する事。
- (12) 内水面漁業の振興に関する事。
- (13) 水産業協同組合等に関する事（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 漁業経営構造改善に関する事（水産しまね振興室）。
- (15) 水産物の生産、加工及び流通に関する事（水産しまね振興室）。
- (16) 水産業の振興に係る総合調整に関する事（水産しまね振興室）。
- (17) 漁業・漁村振興頑張る市町村応援交付金に関する事（水産しまね振興室）。
- (18) 離島漁業再生支援交付金事業に関する事（水産しまね振興室）。
- (19) 栽培漁業の振興に関する事（水産しまね振興室）。
- (20) 社団法人島根県水産振興協会の指導に関する事（水産しまね振興室）。
- (21) 水産資源の保護及び管理に関する事（水産しまね振興室）。
- (22) 水産業の改良普及に関する事（水産しまね振興室）。
- (23) 水産業の担い手に関する事（水産しまね振興室）。
- (24) 水産金融に関する事（水産しまね振興室）。
- (25) 漁業共済に関する事（水産しまね振興室）。

第14条第1項の表商工労働部の部商工政策課の項第5号中「九州事務所」を削り、同部経営支援課の項第8号を次のように改める。

- (8) 小規模企業者等設備導入資金に関する事。

第14条第1項の表土木部の部港湾空港課の項第10号中「（空港整備室）」を削り、同部建築住宅課の項第7号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同項第8号を次のように改める。

- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事。

第14条第1項の表出納局の部会計課の項第2号中「会計監査」を「会計検査」に改め、同部審査課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第2項の表本庁の部を削る。

「県立大学

第17条の表総務部の主管に属する機関の部中 県立短期大学 を「自治研修所」に改め、同表健康福祉部の主管に属する機関の部中 自治研修所 」

「県立病院 」「九州事務所」を削る。同表商工労働部の主管に属する機関の部中 高等看護学院」を「高等看護学院」に改め、同表商工労働部の主管に属する機関の部中 広島事務所」を「広島事務所」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項中「庶務事務集中組織」を「庶務事務集中処理組織」に改める。

第21条第2項中「、隠岐福祉事務所」を削り、同項の表隠岐福祉事務所の部を削り、同表県土整備局の部業務部の項中「、新空港スタッフ」を削り、同条第8項の表隠岐福祉事務所の部を削り、同表農林局の部林業部の項第21号を次のように改める。

- (21) 森林・林業振興頑張る市町村応援交付金に関する事。

第21条第8項の表水産局の部島前出張所の項に次の1号を加える。

- (7) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関する事。

第21条第8項の表県土整備局の部維持管理部の項第7号中「都市計画法」の次に「（昭和43年法律第100号）」を加え、同項第10号中「土地区画整理法」の次に「（昭和29年法律第119号）」を加え、同部土木工務部の項第1号中「第6

号及び第 7 号」を「第 5 号及び第 6 号」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 11 号中「第 9 号」を「第 8 号」に改め、同号を同項第 10 号とし、同部建築部の項第 11 号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第 22 条第 2 項の表東部県民センターの部を次のように改める。

東 部 県 民 セ ン ター	総務管理部	総務グループ、管理グループ、会計グループ
	納税部	収納管理グループ、納税グループ、自動車税管理グループ、隠岐税務グループ、特別滞納整理スタッフ
	課税部	法人グループ、個人・軽油グループ、自動車・諸税グループ、不動産第一グループ、不動産第二グループ

第 22 条第 6 項の表税務部の項中「税務部」を「納税部及び税務部」に改め、同項の次に次のように加える。

課税部

(1) 県税及び県税に係る附帯金の賦課に関すること。

第 24 条及び第 25 条を削り、第 26 条を第 24 条とし、第 27 条中「第 26 条第 1 項」を「第 51 条第 1 項」に改め、同条を第 25 条とする。

第 4 章第 3 節中第 28 条を第 26 条とし、第 29 条を第 27 条とし、第 30 条を第 28 条とする。

第 4 章第 4 節中第 31 条を第 29 条とし、第 32 条を第 30 条とする。

第 33 条第 2 項中「及び学芸グループ」を「学芸グループ及び学芸スタッフ」に改め、同条を第 31 条とする。

第 34 条第 2 項中「学芸グループ及び学芸スタッフ」を「及び学芸グループ」に改め、同条を第 32 条とする。

第 35 条を第 33 条とし、第 36 条を第 34 条とする。

第 37 条第 1 項の表東部福祉事務所の項中「八束郡、仁多郡、」を削り、同表隠岐福祉事務所の項を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項の表東部福祉事務所の項中「総務担当、生活支援グループ」を「生活支援スタッフ」に改め、同表隠岐福祉事務所の項を削り、同条中第 4 項を第 2 項とし、第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を第 4 項とし、第 4 章第 5 節中同条を第 35 条とする。

第 38 条第 3 項の表以外の部分中「又はスタッフ」を「スタッフ又は担当」に改め、同項の表中

「」を

「」に改め、同条を第 36 条とする。

第 39 条第 2 項の表保健科学部の項中「生活科学グループ」を「食品化学スタッフ」に改め、同表環境科学部の項中「放射能グループ」を削り、同条第 3 項の表環境科学部の項第 5 号を削り、同条を第 37 条とする。

第 40 条第 2 項中「第 7 号から第 9 号」を「第 6 号から第 8 号」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条を第 38 条とする。

第 41 条を削り、第 42 条を第 39 条とし、第 43 条から第 45 条までを 3 条ずつ繰り上げ、第 46 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 高次脳機能障害支援拠点業務に関すること。

第 46 条を第 43 条とし、第 47 条を第 44 条とし、第 48 条を第 45 条とする。

第 49 条第 9 項中「普及指導センター業務」を「事務」に改め、同条第 10 項林業部の項第 21 号を次のように改める。

(2) 森林・林業振興頑張る市町村応援交付金に関すること。

第 4 章第 6 節中第 49 条を第 46 条とする。

第 50 条第 4 項中「普及指導センターをもって」を「普及指導員をもって」に改め、同条を第 47 条とする。

第 51 条を第 48 条とし、第 52 条から第 59 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 60 条第 3 項中「しまね産品振興スタッフ」の次に「企業誘致スタッフ」を加え、第 4 章第 7 節中同条を第 57 条とする。

第61条を削る。

第62条第1項中「又は四国地区」を「、四国地区又は九州地区」に改め、同条を第58条とする。

第63条を第59条とし、第64条を第60条とする。

第65条第2項の表中「バーチャルリアリティ技術開発プロジェクトチーム」の次に「、健康食品産業創出プロジェクトチーム」を加え、同条を第61条とする。

第66条を第62条とする。

第67条第2項の表以外の部分中「グループ」の次に「、スタッフ」を加え、同項の表中

「

グループ又は担当

」を

「

グループ、スタッフ又は担当

」に改め、同条を第63条とする。

第68条第2項の表以外の部分中「、スタッフ又は担当」を「又はスタッフ」に改め、同項の表中

「

グループ、スタッフ又は担当

」を

「

グループ又はスタッフ

」に改め、同表雲南県土整備事務所の部業務部の項中「総務グループ」の次に「、契約業務グループ」を加え、同表出雲県土整備事務所の部業務部の項中「総務グループ」の次に「、契約業務グループ」を、「用地第二グループ」の次に「、災害用地スタッフ」を加え、同部土木工務部の項の次に次のように加える。

災害工務部	災害グループ
-------	--------

第68条第2項の表県央県土整備事務所の部業務部の項中「総務グループ」の次に「、契約業務グループ」を加え、同部農林工務部の項中「、農道・防災グループ」を削り、同表浜田県土整備事務所の部業務部の項中「総務グループ」の次に「、契約業務グループ」を加え、同表益田県土整備事務所の部業務部の項中「用地グループ」を「契約業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ」に改め、同部土木工務部の項中「、ダム建設グループ」を削り、同条第4項の表県央県土整備事務所大田事業所の項中「農村整備グループ」の次に「、農道・防災グループ」を加え、同条第6項の表土木工務部の項中「第4号、第6号、」を「第4号から第6号まで、」に改め、「益田県土整備事務所にあつては」の次に「第4号及び」を加え、同項の次に次のように加える。

災害工務部

- (1) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
- (2) 前号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

第68条第6項の表建築部の項第11号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、第4章第8節中第68条を第64条とする。

第69条第3項中「建設グループ、開発グループ、技術管理スタッフ及び用地スタッフ」を「建設第一グループ、建設第二グループ、開発グループ及び技術管理スタッフ」に改め、同条を第65条とする。

第70条第3項の表工務部の項中「第五大橋第二グループ」の次に「、第五大橋第三グループ」を加え、同条を第66条とする。

第71条を第67条とし、第72条を第68条とする。

第73条第1項の表中

「

所長
学長
館長

」を

	<table border="1"> <tr><td>校長</td></tr> <tr><td>院長</td></tr> </table>	校長	院長					
校長								
院長								
「	<table border="1"> <tr><td>所長</td></tr> <tr><td>館長</td></tr> <tr><td>校長</td></tr> </table>	所長	館長	校長				に改め、
所長								
館長								
校長								

「、湖陵病院の栄養管理グループ」及び「（県立病院の医療局に置かれた科にあっては部長、看護局に置かれた科にあっては看護師長）」を削り、同条第 2 項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
美術館	副館長	館長を補佐する。
芸術文化センター	副センター長	センター長を補佐する。
産業技術センター	副所長	所長を補佐する。
消防学校	教頭	校長を補佐する。
出雲高等技術校		

第73条第 3 項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
地方機関	総合調整監	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
	調整監	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
	企画幹	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
保健所	医長	上司の命を受け、健康診査に関する事務を処理する。

第 4 章第 9 節中第73条を第69条とする。

第74条第 1 項の表中央児童相談所隠岐相談室長の項中「隠岐福祉事務所長」を「中央児童相談所隠岐相談室調整監」に改め、同条を第70条とする。

第75条法令によるものの部島根県社会福祉審議会の項担任する事務の欄中「社会福祉法」の次に「（昭和26年法律第45号）」を加え、同部島根県国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

島根県介護保険審査会	介護保険法（平成 9 年法律第123号）第184条の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第 1 項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服についての審査に関する事務	高齢者福祉課
------------	--	--------

第75条法令によるものの部島根県精神医療審議会の項担任する事務の欄中「第38条の 3 第 2 項」の次に「（同条第 6 項において準用する場合を含む。）」を加え、「精神病院」を「精神科病院」に改め、同部島根県生活衛生適正化審議会の項担任する事務の欄中「同法施行」を「同法の施行」に改め、同部中

<table border="1"> <tr><td>松江・隠岐結核診査協議会</td></tr> <tr><td>雲南・出雲結核診査協議会</td></tr> <tr><td>県央・浜田結核診査協議会</td></tr> <tr><td>益田結核診査協議会</td></tr> </table>	松江・隠岐結核診査協議会	雲南・出雲結核診査協議会	県央・浜田結核診査協議会	益田結核診査協議会	結核予防法（昭和26年法律第96号）第48条第 1 項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請の審議に関する事務	
松江・隠岐結核診査協議会						
雲南・出雲結核診査協議会						
県央・浜田結核診査協議会						
益田結核診査協議会						

感染症診査協議会（協議会の名称は、その置かれた保健所の名称を冠する。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第1項の規定による患者の入院の勧告及び入院期間の延長に関する事項の審議に関する事務
-------------------------------------	---

を

島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第1項の規定による就業制限の通知、患者の入院の勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審議に関する事務
島根県雲南・出雲・県央保健所感染症診査協議会	
島根県浜田・益田保健所感染症診査協議会	

に改め、同部島根県職業能力開発審議会の項担任する事務の欄中「及びこれらに関し必要と認める事項の関係行政機関に対する建議」を削り、同部島根県都市計画審議会の項担任する事務の欄中「（昭和43年法律第100号）」を削り、同表条例によるものの部漁港管理会の項を次のように改める。

浜田漁港管理会	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第27条第2項の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務	漁港漁場整備課
---------	--	---------

第5章中第75条を第71条とする。

附則第4項を次のように改める。

- 4 第68条第2項の表に掲げるグループのうち、出雲県土整備事務所都市整備グループは、当分の間置かれるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の島根県行政組織規則の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この規則による改正後の島根県行政組織規則の相当規定に基づいて行った手続その他の行為とみなす。